

札幌市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る手数料について

平成 26 年 4 月 1 日以降のサービス付き高齢者向け住宅の登録申請及び登録の更新の申請には、手数料が必要となります。

- 申請書(添付書類を含む)を指定登録機関に提出する際に、下記の手数料を納めていただきます。

■手数料の金額

申請に係る戸数に応じて、下表の手数料が必要となります。

また、次の①～③に該当する場合は、それぞれの追加手数料を加えた額となります。

- 各居住部分の床面積が 25 m²に満たない場合、又は各居住部分に台所、収納設備若しくは浴室のいずれかが備わっておらず、共用部分に備えている場合
- 家賃等の全部又は一部を前払金として受領する場合
- 入居に係る契約が賃貸借契約以外の契約の場合

住宅の登録 (登録の更新) 申請戸数	基本手数料	追加手数料		
		① 面積・設備に 例外基準適用	② 前払家賃等 の受領	③ 利用権方式
1～10 戸	23,000 円			
11～20 戸	27,000 円			
21～30 戸	31,000 円			
31～40 戸	35,000 円			
41～50 戸	39,000 円			
51～70 戸	47,000 円			
71～100 戸	58,000 円			
101 戸以上	70,000 円			

- 納めた手数料は、「札幌市証明等手数料条例」に基づき、申請を取下げた場合でも返却いたしません。
- サービス付き高齢者向け住宅登録申請等における手数料につきましては非課税となります。適格請求書等保存方式（インボイス制度）の取扱いについて、適格請求書の発行は致しません。